

河上肇 『貧乏物語』 刊行100年記念 市民講演会

現代日本の非正規雇用と格差貧困

伍賀 一道金沢大学名誉教授

ご紹介に預かりました伍賀でございます。

河上肇先生の『貧乏物語』刊行100周年記念という晴れがましい場でお話をさせていただくことができます。大変光栄に存じます。

私のテーマは「現代日本の非正規雇用と格差貧困」ということでございます。『貧乏物語』刊行100周年ということで、以下の3項目を柱にお話させていただきます。第1は、『貧乏物語』及び



第2『貧乏物語』の「貧乏（貧困）」の概念、第2は、貧困と格差を考える視点、第3は、今日の非正規雇用と貧困の特徴についてです。

I 『貧乏物語』および『第二貧乏物語』の「貧乏」「貧困」概念

① 『貧乏物語』 (1917年)

― 労働問題の視点が希薄？

まずはじめに『貧乏物語』の貧困概念を取り上げます。

『貧乏物語』は冒頭で「貧民とはなんぞや」ということについて論じて、貧民を3種類あげています。第1は、金持ちと比較した貧乏人、第2は、救恤を受ける貧乏人、第3は、経済学上特定の意味を有する貧乏人です。この「経済学上特定の意味を有する貧乏人」とはどのような人なのか。河上肇は「大間にとって大切なものは肉体・知能・靈魂で、これらを健全に維持し發育させていくことが人間の理想的生活である」としています。ただし、貧困調査をする際に、知能・靈魂については計測することは難しいわけで、便宜上肉体に限定することになっています。この「肉体の自然的發達を維持するに足るだけのものを持たない

人々」が経済学上の第3の意味の貧乏人です。

『貧乏物語』では、生活上の必要物を享受していない第3の意味の貧乏を問題とするのですが、その際、貧乏線、今という貧困線を基準に論じています。この貧乏線について、イギリスの貧困研究で有名なS・ラウントリの著作 *Poverty, A Study of Town Life* 長沼弘毅訳『貧乏研究』千城、1975年）を紹介する形で定義しています。

ラウントリという人は、19世紀末に活躍した社会調査家ですが、実業家でもありました。彼は1899年にイギリス中部のヨーク市で大規模な貧困調査を実施しました。まずそれぞれの職種の労働者に必要なカロリーをもとに食糧費を計算しています。労働者を平均すると1日3500カロリーが必要である。これを満たす食糧費に、被服費・住居費・燃料費・その他の雑費を加算して、労働者1人当たりの必要生活費の最下限を算出し、これを貧乏線としました。なお、当時のカロリーという単位は今日のキロカロリーのことで

す。ただし『貧乏物語』は、貧困について肉体的生

存を維持するという意味での絶対的貧困とは考えていません。河上肇は「この物語の貧乏というのは、身心の健全なる発達を維持するに必要な物資」を得ることができないことだと述べています。ここに『貧乏物語』のキーワードがあるのでないかと思います。この生活費の最低線に達するまでの所得しかない人たちを「貧乏人」と定義し、次のように述べています。

「この生活必要費の最下限に達するまでの所得をさえ有しおらざる者は、これを目して貧乏人となし、これに反しこの線以上に位しそれ以上の所得を有し居る者は、これを貧乏人にあらざる者とみなす」岩波文庫、24頁。

このように『貧乏物語』の貧困概念はもっぱら所得を基準にしたものと考えてよいでしょう。この限りでは、貧困概念のなかに、就労の不安定による収入の途絶や、長時間労働による疾病、労働災害・安全衛生など労働問題の視点が希薄であると言わざるを得ないと思います。

京都大学の松尾尊兌先生によりますと、『貧乏物語』は河上さんが労働組合と直接関係を持たれ

る前の作品」であり、『貧乏物語』のなかに労働問題が論じられていないところに、日本社会の現実が反映している。第一次世界大戦中、一般的貧乏問題の中から労働問題が次第に浮かび上がってくる。しかし社会問題の中心的地位を労働問題は占めていない。『貧乏物語』はそういう過渡期の産物である」と書いておられます。松尾尊允『貧乏物語』の政治的背景』塩田庄兵衛編『貧乏物語』の世界』法律文化社、1983年）。なお、松尾先生によれば、河上肇が友愛会を創設した鈴木文治に初めて会ったのは、『貧乏物語』連載後の1917年9月、京大近くの集会所であったとのことです。

② 第二貧乏物語（1930年）

—— 搾取論、労働問題の視点の明確化

『貧乏物語』の執筆から13年後、1929年から雑誌『改造』に連載された『第二貧乏物語』では貧困概念はどのように変わったのでしょうか。

『第二貧乏物語』の第1回『改造』1929年

3月号）では、朝6時から夜10時まで毎日16時間働いているメンネル工場の労働者の手紙を紹介しています。長時間働かざるを得ないのは賃金が低いためである、家族が多いと、かうまで無理をしなければ、ともかく生きてゆけない」（河上肇全集）第18巻、194頁）と、低賃金と長時間労働との深い関わりを指摘しています。

『第二貧乏物語』の後半では、マルクス経済学の研究成果を踏まえて、富者と貧者の階級関係を明確に示すとともに、剰余価値論、搾取論を取り上げ、剰余価値増大の方法として、労働時間延長、賃金切り下げ、産業合理化、労働能率の増進などを論じています。その末尾では次のように述べています。

資本主義国では、産業の経営が、資本家のための利潤の増大、労働者の出来うる限りの搾取を根本目標にしているから、労働時間のわずかばかりの短縮でも容易には実現されない。そのために従業員中の労働者は、長時間にわたる労働の強度化のために生命をすり減らされ、残りの労働者は仕事がないために飢死線に沿うて怠惰を強制され

ている。そこには永久の貧乏があるのみだ」(同、261〜261頁)。

今日的に言えば、長時間労働や過労死のリスクと失業との併存の必然性が明示されている。河上肇はこれこそ貧困だと言いつつ切っています。もっぱら所得を中心に捉えた『貧乏物語』の貧困概念は、『第二貧乏物語』に至って大きな転換を遂げたと言えるでしょう。

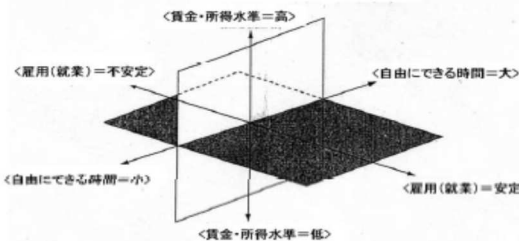
II 貧困と格差を考える視点

① 所得」(所得格差)の視点からだけでは「貧困」(労働者状態)の全体像を捉えることができない。

『貧乏物語』から『第二貧乏物語』への貧困観のこのような展開を踏まえて、今日の格差と貧困を考える視点について検討しましょう。図表①は、労働者状態を 所得 賃金、自由になる時間、仕事の安定度 就業や失業」の3次元で捉えることをイメージしたものです。

まず、縦軸は所得 賃金)の程度、横軸の1つ

図表① 賃金(所得)－自由にできる時間－雇用(就業)

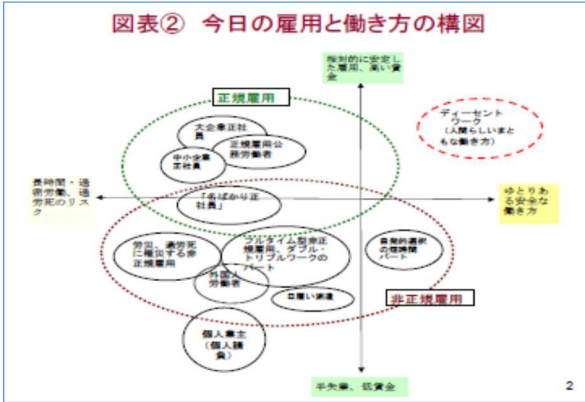


は自由にできる時間の大小を、もう1つは雇用の安定度を示している。この3次元で労働者状態をとらえることを提案したいと思います。所得 賃金)の水準に焦点をおいて貧困を考える傾向がいまなお強くありますが、これでは貧困の全体像を捉えることができないのではないのでしょうか。

仮に、高い賃金を得ている労働者でも、自由にできる時間が乏しければ、生活の質という面では、決して豊かとは言えません。過労死するほど長時間働いている大企業の正社員は貧困とは無縁だと言えるのでしょうか。所得だけでなく、自由にでき

る時間がそれなりにある、雇用も安定しているという状態がまともな働き方、ILOが提起している「ディーセント・ワーク」に該当するのではないかと考えています。

② 今日の雇用と働き方の構図



先の3次元の図表①を便宜的に2次元にしたのが図表②です。所得(賃金)と雇用の安定度」を縦軸にまとめ、横軸は「労働時間」や「働き方の安全の度合い」などの項目を取りました。この座表面に今日の主な労

働者のグループを配置したものです。

左上の点線内は「正規雇用」、左下の点線内は「非正規雇用」の様々なタイプです。正規雇用と非正規雇用が重なっている部分は「名ばかり正社員」にあたります。非正規雇用の中には、自発的に短時間就労を選択したパートもいる一方で、ダブルワークやトリプルワークをしているパートや、労災や過労死に見舞われる非正規労働者もいます。被曝を覚悟して全国原発を移動しながら定期検査に従事してきた非正規労働者はその極点に位置しています。非正規雇用の端には現在焦点となっている個人事業主という働き方もあります。

90年代前半までの非正規労働者といえば、希望すれば正社員になれるにもかかわらず、自由な時間を確保するためにあえて非正規を選んでいくというイメージがありました。当時の「フリーター」という名称はそれを象徴するものでしたが、いまでは逆に不安定雇用の代名詞となっています。

今日のように非正規雇用が増えてまいります

と、当然、正社員の働き方にも影響を与えないわけにはいきません。かつての正社員にはそれなりのゆとりある働き方をしていました。正規雇用の一部は図表②の第1象限に位置していましたが、非正規雇用の肥大化とともに、正規雇用の大半は第2象限のなかでも左方へ、つまり過労死のリスクある働き方に移動しています。

このことは森岡孝二先生も指摘されていますが、今日の日本ではワーキングプアと過労死予備軍の相互促進関係ができあがっています。

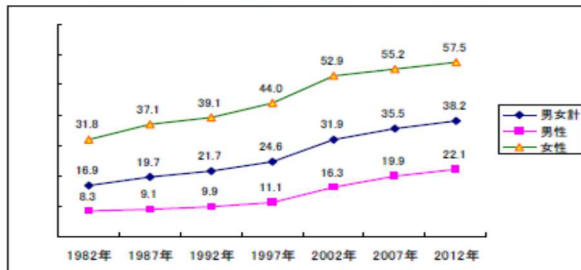
Ⅲ 今日の非正規雇用と貧困・格差

① 増え続ける非正規雇用、高止まりする非正規比率

次に、今日の非正規雇用と貧困・格差」についてお話しします。

図表③は役員を除く雇用者（≪労働者≫）全体に占める非正規雇用比率について、1982年から2012年まで30年間の推移を表しています。上の線が女性、真ん中の線が男女合計、下の線が男

図表③ 非正規雇用比率の推移



非正規雇用比率＝非正規労働者数÷役員を除く雇用者数（労働者数）

（出所）「就業構造基本調査」（各年）

3

性の比率です。2012年の男女計の非正規比率は4割近く、38.2%です。82年当時、男性の非正規比率は3%にすぎなかった。つまり男性の9割以上は正社員として働いていました。ところが、今日では男性でも2割以上が非正規です。女性にいたっては3割強から57.5%にまで上昇しました。

このデータは総務省が5年ごとに実施している「就業構造基本調査」に基づいています。サンプル数も多く、統計の精度が高いのですが、5年

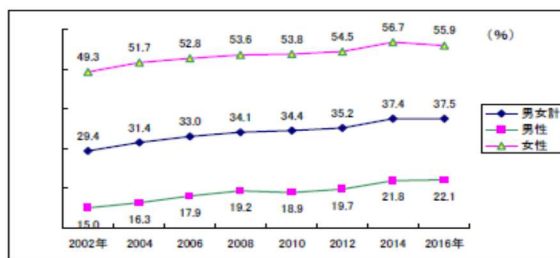
おきの調査のため、直近の動向を捉えることは難しい。今年10月に最新の調査が実施されましたが、その結果の公表はおそらく来年の夏あたりになると思われます。

直近のデータを得るには総務省が毎月1回、月末1週間に実施している「労働力調査」を利用するしかありません。この調査はサンプル数が少ないので、精度からいいますと先ほどの「就業構造基本調査」よりも劣るわけですが、最近の状況はこれでわかります。

この「労働力調査」をもとにしたものが図表④です。ご覧のとおり、非正規比率は直近では高止まりしています。「就業構造基本調査」をもとにした図表③の数値と比較すると、こちらの方がやや低くなっています。

蛇足ながら、「就業構造基本調査」や「労働力調査」は、「国勢調査」のような全世帯を対象とした悉皆調査ではなく、サンプル調査（抽出調査）です。抽出である地域が調査対象区域に選ばれると、あらかじめ統計調査員がその地域をまわって調査抽出単位名簿を作成します。そのなかから自治

図表④ 高止まりする非正規雇用比率



（出所）「労働力調査（詳細集計）」2016年、長期時系列表10 より作成。

4

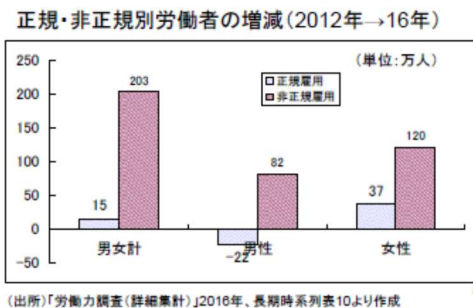
しているというようなことがありますね。その場合は1人ひとりが1世帯に当たるわけです。調査員は1世帯ずつ訪問して世帯員の人数分の調査票を配布し、後日回収して回ります。

体の調査担当者が調査対象住戸（住戸）＝人が住んでいる家屋）を無作為抽出します。その中には、例えば社員寮が含まれることがあります。1室に1世帯住んでいれば問題ないのですが、例えば派遣会社の寮であれば、1つの部屋に複数の全く知らない人同士が2人、3人と暮ら

私がいくつかの自治体の調査担当者から聞いた経験から申しますと、大手自動車メーカーの寮のような場合は比較的調査が容易ですが、流動化する非正規労働者、ある工場（派遣先）から次の派遣先へと短期間で移動しているような人たちはなかなか調査に協力してもらいうことが難しい。あるいは長時間労働で夜も帰れない人たちは調査が困難です。調査員が訪問しても対象者に会うことができない。さらに最近ではオートロック・マンションが増えて、調査員が中に入れないということもあります。こうした事情がありますので、私たちが用いる統計は、調査担当者がいろいろと努力しているとは思われますが、やはり一定の限界があるわけです。

こうした統計調査に関わる問題点を考えると、困難な状況にある人ほど統計に反映されない可能性を知っておく必要があると思います。労働時間で申しますと、長時間労働で過労死しそうな人は「労働力調査」や「就業構造基本調査」ではなかなか捉えきれないのではないのでしょうか。例えば2年前に過労自殺し電通の高

図表⑤ 「人手不足」下でも、非正規雇用は増え続けている



橋まつりさんが、仮にこれらの統計調査の対象となった場合に、回答できたでしょうか。こうしたことを念頭においてこれらの統計を使わなければいけないと考えています。

さて、安倍首相は「安倍政権のもとで、雇用状況は改善した。正社員の有効求人倍率も初めて1倍を超えた」と盛んに宣伝していますが、図表⑤を見ますと、2012年の安倍政権発足時から、2016年までの4年間に正社員はわずか15万人しか増えていませんが、非正規は

203 万人増えています。男性については正社員は22 万人減少し、非正規が82 万人増加しています。一方、女性は男性とは対照的に正社員が37 万人増えています。非正規はこれをはるかに超える120 万人の増加です。

男性の場合、団塊の世代が定年退職後、非正規に移ったことがかなり影響していると思われます。女性の正社員の増加は、一部の都市銀行等で契約社員を無期契約に転換する動きや、介護や医療の現場で正社員採用を増やしていることなどが影響していると考えられます。

② 非正規雇用という働き方の特徴

ここで所得に焦点をあてて格差と貧困を見ましょう。図表⑥は男女合計の収入階層を雇用形態別に示しています（2016年）。年収200万円未満の低所得者層、しばしば「ワーキングプア」の目安とされますが、今日ではこの層が正社員を含む全体の労働者の中で3分の1を超えている。数にして1847万人です。非正規雇用に限ります

図表⑥ 雇用形態別・仕事からの収入階層
(男女計、2016年)

	役員を除く雇用者		正規雇用		非正規雇用	
		(%)		(%)		(%)
総数	5,372	100.0	3,355	100.0	2,016	100.0
200万円未満 (低所得層Ⅰ)	1,847	34.4	355	10.6	1,491	74.0
200～299万円層 (低所得層Ⅱ)	902	16.8	611	18.2	291	14.4
300～399万円層 (低所得層Ⅲ)	777	14.5	671	20.0	106	5.3
400～699万円層 (中位層)	1,219	22.7	1,156	34.5	62	3.1
700万円以上 (上位層)	473	8.8	461	13.7	13	0.6

(出所)「労働力調査(詳細集計)」2016年、第Ⅱ-9表より作成

労働者の3分の1強は年収200万円未満

と、74%、1491万人です。正社員のなかでも1割超、355 万人がワーキングプアに属します。女性の非正規に關していいますと図表⑦、8割超が200 万円に達していません。300 万円未満まで

広げると9割以上になりま
す。男性非正規
では200 万円未
満が56%、300
万円未満まで、
取りますと、
80%近くにな
ります 図表
⑧。

このように、安
倍政権の4年
間で非正規雇
用は増え続け
ています。正社
員が増えたの

(單位：萬人、%)

(出所) 「労働力調査(詳細集計)」2016年、第Ⅱ-9表より作成

非正規労働者が直面している困難は所得面で

は女性だけで、男性は減っている。女性正社員は男性に比べ賃金は低い。総体で言えば、低賃金労働者の増加を意味するわけで、これでは消費が増えるわけがありません。今日の日本経済がデフレからの

(單位：萬人、%)

(出所) 「労働力調査(詳細集計)」2016年、第Ⅱ-9表より作成

3

があります。

間が限られています。1年間、あるいは半年、さらには3カ月というように雇用期間が限られている有期契約労働者です。契約終了時に次の雇用が更新されるかどうか、雇止めされるのではないかと、といった不安を絶えず抱えて働いています。このため、上司や同僚から様々なハ

の国立大学でも有期契約の教員や職員が多数働いています。毎年3月末には雇用が更新されるのかどうかといった不安を抱えている。特に来年の3月は労働契約法が施行されて5年になります。この法律では有期契約労働者の雇用期間が通算して5年を超える場合には、本人から使用者に対して申し出があった場合には、無期雇用に転換しなければならぬという規定があります。無期転換をいやがる大学当局が来年3月になる前に該当する労働者を雇い止めをすることが危惧されています。

こうした雇用不安とともに、非正規労働者も過重労働の問題と無縁ではありません。自分のほかに家計の主たる担い手がいる場合はまだしも、非正規労働者自身が生計をもつばら支えている場合はかなり厳しい。時給の低さから、ダブルワークやトリプルワークするパートも珍しくありません。例えば、日中はスーパーで働き、夕方に帰宅して家事や子供の世話をする。子供を寝かしつけてから夜中に惣菜や弁当をつくる職場で働くといったシングルマザーの実態がマスコミでも

報道されています。一番の心配は、自分が病気で倒れたら」ということだと言います。

今、安倍政権は「働き方改革」を呼びかけていますが、この中で副業や兼業の推進を掲げています。しかし、非正規の低賃金労働者はすでにダブルワークやトリプルワーク、つまり副業、兼業をしています。政府に奨励されるまでもなく、賃金が低いがゆえに長時間労働を余儀なくされている。最近、最低賃金を今すぐ1000円に、早期に1500円に引き上げるように求めるエキタスという若者のグループの運動が注目を集めています。もし、最低賃金が1500円になれば、こうした長時間労働を少し減らすことができるでしょう。

③ 非正規雇用の増加が加速する正社員の働き過ぎ

非正規雇用が増えると、正社員の働き方にもさまざまな影響を及ぼすことになります。非正規がたくさん働いている職場では正社員の責任は増加します。ノルマが課せられた職場では非正規に

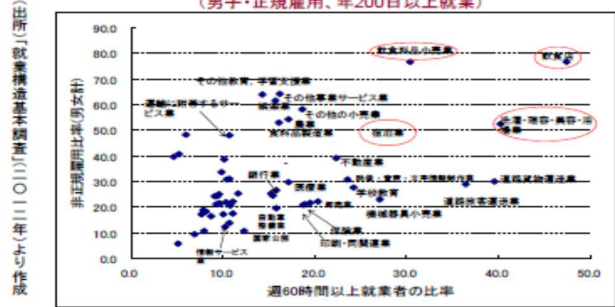
比べ正社員にはそれだけ高い成果が求められるでしょう。

非正規労働者の離職や流動化が頻繁になれば、パートやアルバイトが入れ替わるたびに最初から仕事の仕方を教えなければなりません。パートやアルバイトが急に休んだりした場合には、代替要員として正社員自らシフトに入ることを余儀なくされます。

こういった様々な要因が加わって、非正規雇用比率の大きい部門では長時間労働する正社員の割合も大きくなる傾向があります。これを表したのが図表⑨です。この図は、男性正社員について長時間労働が多い業種と非正規雇用の比率が大きい業種との関係を示しています。横軸は週60時間以上就業する人の比率、縦軸は非正規雇用比率（男女計）です。

この図のとおり、飲食店、洗濯・理容・美容、飲食料品小売業、宿泊業では、長時間就労者の比率も高く、非正規雇用比率も大きい。道路貨物運送業（トラック）や道路旅客運送業（バス、タクシー）は長時

図表⑨ 産業別の長時間労働者比率と非正規雇用比率
(男子・正規雇用、年200日以上就業)



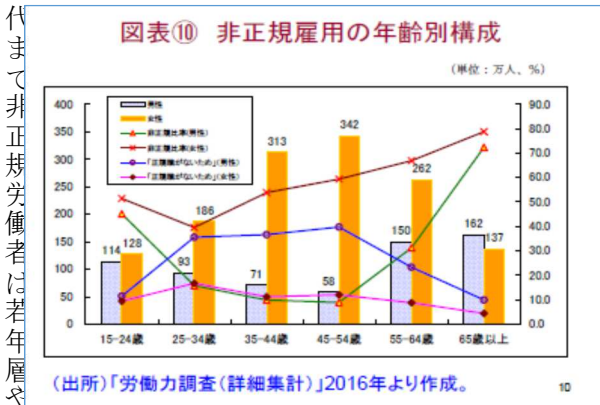
(注1) 正規雇用数10万人以上の産業(中分類)を表示。ただし、建設業は産業大分類である。
(注2) 非正規雇用比率は男女計の数値である。

間労働者の比率は高いのですが、非正規比率は正社員に比べて高いというわけではありませんが、非正規比率と正社員の長時間労働との関係は正の相関関係がはっきりと表れているのはサービス産業です。

1週の所定内労働時間を40時間とすれば、週60時間労働は残業が20時間を意味します。1か月4週間と仮定すれば1か月の残業時間は80時間になります。つまり週60時間という働き方は過

労死ラインに相当します。過労死などの労災請求件数はとくに精神障害（過労自殺を含む）に関して急増しています。

④ 近年の注目される変化



次に近年特に注目されている非正規の特徴について、いくつか指摘したいと思います。そのひとつは全年齢層に広がる非正規化ということです。図表⑩は非正規雇用の年齢別構成を示したものです。90年代までは中年の主婦など

に集中していました。現在では男性に関して申しますと、若年層も多いのですが、中高年層にシフトしています。女性については、これまでと同様に中年層が多いのですが、この中には主婦パートだけではなく、シングルマザーや単身の未婚女性が含まれるようになりました。ただ、その実態はなかなか統計でとらえることはできません。

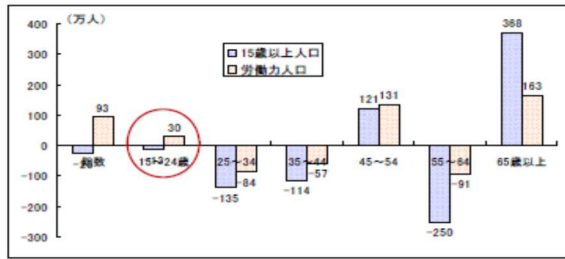
図表⑩で男性の35歳～44歳、45歳～54歳の階層に注目すると、非正規の絶対数はそれほど多くはないですが、正規雇用の仕事が多かったために非正規職になっている」と回答した比率が特に高くなっています。

2点目は、高校生の中でのアルバイトをする生徒の増加という現実です。図表⑪は、2012年から16年までの4年間の15歳以上人口と「労働力人口」の変化を表しています。

私は特に、この15歳から24歳までの年齢層に注目したいと思います。4年間にこの層の人口は13万人減っているのに、労働力人口は逆に30万人増加しました。人口が減少しているにもかかわらず

わらず、なぜ働く人が増えたのでしょうか。結論を言えば、非労働力人口から労働力人口への

図表⑪ 2012年～2016年の増減



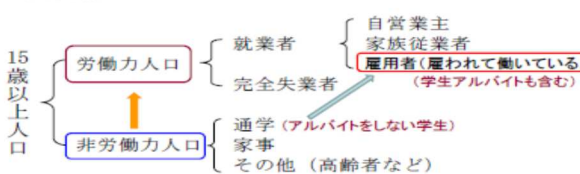
(単位：万人)							11
	総数	15～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	
15歳以上人口	-25	-13	-135	-114	121	-250	368
労働力人口	93	30	-84	-57	131	-91	163

移動が生じたためです。図表⑪の「労働力調査」の調査期間にアルバイトをしていない学生は「非労働力人口」に分類されますが、アルバイトをしていれば労働力人口、そのなかの「雇用者」にカウントされます。

余談ですが、「雇用者」というのは日本語では雇う人、つまり使用者ですが、統計用語では雇

われている人」役員あるいは労働者」を意味します。

図表⑫



安倍政権下(2012年～16年)で15歳～24歳層の人口は減少しているが、労働力人口は増えている。

← 非労働力人口から労働力人口への移動

12

そこで、高校生についてみますと、2012年から16年までの4年間に、生徒数は23万人減っています。労働力人口、これはアルバイトだと思われませんが、4万人増えています。図表⑬。これは親の経済状況を反映しています。ちょうど現在の高校生の親は、1990年代の後半に高校や大学を卒業した就職氷河期世代

に当たります。この世代は、正社員として採用された人たちも大企業に行け

ないで中小企業に入った人が結構多く、勤続年数も短い。そのため正社員になっても賃金は相対的に低いと言われています。玄田有史編

図表⑬ 働く生徒・学生(15～24歳)の増加

(単位:万人)

		総数	高校	短大・高专	大学・大学院
2012年	15歳～24歳人口(在学中)	774	442	70	262
	うち労働力人口	115	19	15	81
2016年	15歳～24歳人口(在学中)	759	419	67	272
	うち労働力人口	144	23	18	103
12年→16年	15歳～24歳人口(在学中)	-15	-23	-3	10
	うち労働力人口	29	4	3	22

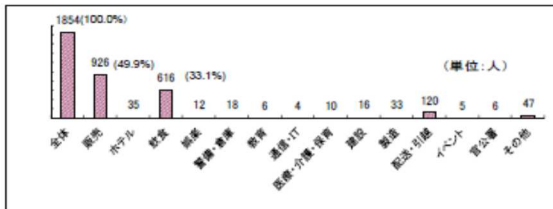
(出所) 2012年:「労働力調査(詳細集計)」第2表 / 2016年:同調査第1-2表より作成

対して行った調査が紹介されました。回答した生徒の51%がバイト収入を家の生活費に入れて

います。玄田有史編「人手不足なのに、なぜ賃金が上がらないのか」慶應義塾大学出版会、2017年、第4章)。今年2月にNHKスペシャル「見えない貧困ー未来を奪われる子どもたち」という番組がありました。その中で千葉県の高校の先生が県下の公立高校でアルバイトをしている生徒に

いるというのです。この番組に出た女子生徒は平日は1日4時間、休日8時間、週4日働いているとのこと。少しでもお母さんが楽になればいいな」と話していました。

図表⑭ 高校生アルバイトの業種



(注1) 厚生労働省主催の高校生対象の労働法セミナー参加者のうち、アルバイト経験があると回答した1854人に実施(期間: 2015年12月～16年2月)

(注2) 「あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか。」(ひとつを記入)に対する回答

(出所) 厚生労働省「高校生に対するアルバイトに関する意識等調査」2016年¹⁴

高校生がアルバイトをしている業種は、「販売」が1位、次が「飲食関係」という私たちの馴染みの深い業界です(図表⑭)。大学生の多くも同じような業界でアルバイトをしています。こうした業界は非正規に依存する率が高い。いまではアルバイトをする高校生自身が存立できな

であれば特に問題はないと思われませんが、生活のために働かなければならないとなりますと、自由にできる時間を奪われている」状態と言えるでしょう。しかも、65歳を超えてもフルタイム並みに週40時間以上働いているにもかかわらず、年収が200万円に達しないワーキング・プアが、2013年から16年までの3年間で増えていることにも注目したいと思います（図表⑰）。ときどき駅構内のト

IV 非正規雇用をめぐる新たな動向

困の象徴ではないでしょうか。

イレの清掃をしている高齢の女性の姿を見かけますが、その中にはこのように賃金が低いため長時間働かなければならないという人もいます。う。

人生の最終局面を迎えて、仕事に追われ、休息する時間、自由を過ごす時間を持てないというのは現代の貧

① テレワークおよび副業、兼業の推進

の誘導と深い関係があります。



最後に、非正規雇用をめぐ
る新たな動向
について触れ
たいと思いま
す。安倍政権は
働き方改革
実行計画」2
017年3月）
のなかで、テレ
ワークおよび
副業・兼業の推
進を掲げてい
ますが、これは
雇用関係に
よらない働き
方」つまり「個
人事業主化」へ

図表⑱は非雇用型 自営型、個人事業主「テレワークの仲介事業を行っているクラウドワークス社が、2016年12月に開かれた経済産業省の所管する研究会（雇用関係によらない働き方）に関する研究会」に提出した資料です。仕事を発注するクライアント14.5万社、他方、受注するワーカー（個人事業主）110万人が登録しているとのことです。

仕事の具体的内容は、データ入力、テブ起こしのような、それほど高いスキルを要しない事務作業から、イラスト制作、アプリ開発やWebデザイン、CADによる製品の設計、市場分析、ライターなどの専門的業務に広がっています。その詳細な実態は、表にでてこないため把握することは難しい。

図表⑱の受注者は個人事業主ということで労働者とはみなされません。発注者と受注者の関係は労働契約ではなく業務請負契約のため、労働基準法などの労働保護法制が適用されません。仲介業者は職業紹介業ではないとされ、職業安定法の適用を受けず、仲介手数料の規制も受けません。こうした新たな動きを主導しているのは厚生

労働省ではなくて経済産業省です。その目的には生産性の向上という発想があります。この辺が大変気になるところです。

2017年3月に、先の雇用関係によらない働き方に関する研究会が報告書を公表しました。このなかにワーカー（個人事業主）に関する調査結果があります。この調査は、研究会の委託でみずほ情報総研がWeb経由でワーカーを対象に実施しました。その年収は「主たる生計者」の場合で、200万円未満が18.4%、300万円未満まで広げると、1/3になります。これでは生計を維持するのはかなり困難であろうと思われます。ワーカーは「収入が不安定」、収入が不十分、スキルに合った単価になっていない」などと答えています。報告書は、これまで、企業においては、自社の事業にかかわる業務については、自社で雇用している人材によって業務を遂行するのが一般的であった。……急激な産業構造の転換とビジネスモデルの変化等により、そういった『前主義』には限界が訪れつつあり、外部人材の積極的活用が企業にとっても重要になりつつある」と述べてい

ます。ここに、政府が個人事業主化を推進している意図が示されているように思います。

② AI時代の到来と 個人事業主化

私はこのような個人事業主化を推進している背景にはAI時代の到来があると感じています。厚生労働省の懇談会が2016年8月に「働き方の未来2035」という文書を出しています。2035年というのはそう遠くない将来ですが、文書は次のように述べています。

2035年には、個人が、より多様な働き方ができ、企業や経営者などとの対等な契約によって、自律的に活動できる社会に大きく変わっていることだろう。企業組織自体も変容していき、企業の内と外との境界線が低くなり、独立して活動する個人も増えるという大きな構造変化が生じる。」個人事業主と従業員との境がますます曖昧になっていく。組織に所属することの意味が今とは変わり、複数の組織に多層的に所属することも出てくる。」

労働者から個人事業主への転換ということを

経済産業省だけでなく厚生労働省までもが予測あるいは展望しています。この文書は、AI時代を間近に控えて、企業が雇用する労働者は高度な専門性を有し、精鋭的働き方に対応できるごく小人数に限定し、残りについては必要に応じて出入れの容易な外部人材、労働法の適用されない個人事業主に切り替えるという方針と読めます。

現時点では生産年齢人口の減少による「大手不足」が声高に叫ばれています。やがて「大余り社会」に転ずるとの予測あります（2028年、再び人余り？ AI投資で効率化進む」日本経済新聞」2017年8月26日付）。

AI化によって仕事を奪われる人が大量に発生するのではないかということが話題になっていますが、このことは言い換えますと、人間はごくわずかの時間だけ働けば、『贅乏物語』のいう心身の健全な発達に必要な物資を獲得できる時代を迎えるということを意味しています。

最後に、もう一度、図表①および②にかえりましょう。ILOの提唱している「ディーセント・ワーク」大間らしいまともな働き方」とは、

賃金・所得水準が高く、自由にできる時間も大、雇用も安定した働き方とするならば、その反対の極には、賃金が低く、労働時間が長いため自由にできる時間がほとんどなく、しかも雇用も不安定な働き方があります。

さきほど触れた厚生労働省の「働き方の未来2035」には「労働者」という言葉は登場しません。個人事業主と従業員の境界があいまいな世界では雇用関係は消え去り、正規雇用も非正規雇用の区分もなくなります。この文書は末尾の参考資料（未来通信）でバラ色の働き方の事例を列挙していますが、そのような楽観論をにわかに信じることはできません。雇用関係を消し去り、労働者を個人事業主化に転じるならば、AIによって人間の手による仕事の総量が減るなかで、熾烈な受注競争で疲弊する個人事業主という名の究極の不安定就業の増加ではないでしょうか。ディーセント・ワークとは対極の世界が広がるのが危惧されます。

AI時代を個人事業主化で対応することは、自由時間の大幅な拡大の可能性を、受注競争による

存競争」の激化する世界に変えることになるでしょう。そうならないためには、抜本的な労働時間短縮とともに、最低生活保障のあり方について検討することが求められていると思います。

個人事業主化によって労働法の世界から民法のみの世界に逆転させるのではなく、労働保護法制を個人事業主にも拡張適用する方途を考えるべきでしょう。

周知のとおり、日本国憲法27条は第1項ですべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定し、第2項では賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」としています。政府の働き方改革推進を支持する陣営のなかに、労働保護法制の対象にならないことを個人事業主化の目的としているようにも受け取れる議論が見受けられる折、憲法27条第1項が「雇用労働者」に限定しないで、すべての国民に勤労の権利（労働権）を保障していることを再確認したいと思います。AI化の時代に、河上肇の言う「身心の健全なる発達」をすべての国民

が享受できるようにするにはこの点が不可欠と考えています。

